

苫小牧市スポーツマスターに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツの分野において輝かしい活躍をし、その功績が特に顕著な者に対してその功績と栄誉を称えるとともに、称号を授与し、市民に夢を与え、本市のスポーツ振興を図ることを目的とする。

(称号)

第2条 称号は、苫小牧市スポーツマスター（以下「マスター」という。）とする。

2 マスターの称号は、市民、又は過去に市民であった者で次に該当するもののうちから選考して授与する。

- (1) オリンピック競技においてメダルの獲得、若しくは複数回の出場経験がある。
- (2) 当該競技において、輝かしい成績を収めている。
- (3) 当該競技の先駆者である。
- (4) 市民に多くの感動と勇気を与えている。
- (5) 当該競技の日本代表等の監督、若しくは指導経験が豊富である。
- (6) 青少年への指導や普及活動に期待ができる。

(決定方法及び時期)

第3条 マスターは、苫小牧市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の推薦を受けて、市長が決定する。

(検討部会)

第4条 マスターの候補者を選考するため、苫小牧市スポーツマスター検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

- 2 検討部会は、審議会委員の中から、審議会会長が指名した者をもって構成する。
- 3 検討部会において、マスターの候補者を選定したときは、審議会に報告する。

(称号授与)

第5条 称号の授与は、市長が行う。この場合において、マスターの証としてエンブレムレリーフ及び記念品を授与する。

2 授与の時期は、その都度市長が決定する。

(活動内容等)

第6条 マスターは、市及び団体等が主催する講演会、講習会及び実技指導等に協力するものとする。

2 マスターの活動回数は、一人につき年間3回までとする。

(活動期間)

第7条 マスターの活動期間は概ね3年間とするが、延長は可能とする。

(団体等からの要請)

第8条 マスターの協力を要請する団体等は、事前に事業内容を記載した要項等を市長に提出しなければならない。

2 市長は、要請を許可する場合は、その旨を団体等に通知する。

(経費)

第9条 マスターの協力を要する経費は、要請する団体が支給するものとし、支給する額については、次のとおりとする。ただし、傷害保険等の費用については市長が負担する。

- (1) 招聘にかかる旅費については、苫小牧市職員等の旅費支給条例の例による。
- (2) 謝礼の金額については、一人につき1回3万円とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年3月21日から実施する。